訪 問 介 護 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会
滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所

当事業所は指定居宅サービス事業者の指定を受けています。

（事業所番号　0177500089）

１．事業者

(1)　名　称　　社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会

(2)　代表者　　会長　山　口　清　悦

(3)　所在地　　滝川市明神町１丁目３番１号　NTT 東日本滝川ビル　１F

電話　　０１２５－２４－２３５１

ＦＡＸ　　０１２５－２４－２３５２

(4)　設立日　　昭和５１年４月２７日

２．事業所の概要

(1)　事業所の種類　　指定訪問介護（平成１２年４月１日指定）

(2)　事業の目的　　当事業は、介護保険法に基づき、契約者(利用者)が居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービス提供します。

(3)　事業所の名称　　滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所

(4)　事業所の所在地　　滝川市明神町１丁目３番１号　NTT 東日本滝川ビル　１F

(5)　電 話 番 号　　０１２５－２４－２３５１

(6)　開設日　　平成１２年　４月　１　日

３．業務の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

サ　ー　ビ　ス　の　種　類	訪問介護
サービスを提供する地域	滝川市、砂川市の区域

(2) 事業所の職員体制（令和７年　６月 １日現在）

区　　分		資　格	常　勤	非常勤	業務事務内容
管　　理　　者			1名		管理業務
サービス提供責任者			3名		訪問介護計画の作成･調整・技術指導等
苦情受付担当者			1名		利用者の相談、苦情受付
事　務　職　員			1名		事務
訪問介護員	介護福祉士		3名	8名	サービスの提供
	ヘルパー資格２級			2名	

(3) 営業日及び営業時間等

営　業　日	月　曜　日　～　日　曜　日
事業所受付時間	月曜日～金曜日　(祝日除) 午前 8 時 30 分から午後 5 時)
サービス提供時間	午前６時から午後 10 時

(4) サービス内容

① 身体介護中心

○ 入浴介助

入浴介助または、部分浴介助を行います。入浴が困難な場合は清拭などをします。

○ 整容・更衣介助

洗面等身体整容・更衣等の介助を行います。

○ 排泄介助

排泄の介助、おむつ交換を行います。

○ 食事介助

食事の準備・後始末又は摂取の介助を行います。

○ 体位変換・移動・移乗介助

ベッド上での体位変換又はベッドから車椅子への移乗介助を行います。
歩行時の移動介助を行います。

○ 通院介助・買い物

公共交通機関等を利用し、自宅から通院の介助・買い物同行を行います。

○ 服薬介助

内服の準備・服薬介助・見守り・確認など行います。

② 生活援助中心

○ 一般調理

利用者の食事の用意を行います。

○ 洗濯

利用者の衣類洗濯、物干し、アイロンかけを行います。

○ 掃除

利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

○ 買い物・薬取り

利用者の日常生活に必要な物品の買い物、薬取りを行います。

○ 衣類の整理・被服の補修
利用者の衣類の整理や被服の補修を行います。

③ 相談･助言
○ 日常生活、介護等に関する相談･助言

(5) 利用料金
①利用料
介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料のうち各利用者様の負担割合に応じた料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。契約書別途で通知する利用料金は訪問介護計画に基づいた料金となります。

○料金表（基本料金）
〈訪問介護午前８時～午後６時〉

サービス提供区分		サービス利用料	ご利用者様負担額	
			1 割	2 割
ア 身体介護中心	20分未満	1，630円	163円	326円
	20分以上30分未満	2，440円	244円	488円
	30分以上1時間未満	3，870円	387円	774円
	1時間以上、1時間半未満	5，670円	567円	1，134円
イ 生活援助中心	20分以上45分未満	1，790円	179円	358円
	45分以上	2，200円	220円	440円

注１)基本料金に対して、早朝(午前６時～午前８時)･夜間（午後６時～午後 10 時）帯は２５％増し、深夜(午後 10 時～午前６時)は５０％増しとなります。
注２)やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、２人で訪問した場合は２人分の料金となります。

○各種加算

ア 特定事業所加算

当事業所は特定事業所（Ⅱ）の指定をうけていますので、上記料金表の所定単位数に、10／100を加算した額が含まれています。

イ 初回加算　　２００円

過去２月当該事業所から訪問介護の提供を受けていない利用者に対して、訪問介護計画を作成したサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定します。

ウ 緊急時訪問介護加算　　１００円

利用者又はその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護計画に位置づけられていない訪問介護（身体介護が中心型）を提供した場合に算定します。

エ 介護職員処遇改善加算　Ⅰ

利用料金の合計に 24.5%を加算します。

・サービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき、決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

・利用者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護または要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、事業所は利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

②サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供にかかる次の費用は、介護保険の対象ではありませんので実費をいただきます。

ア 「通院介助」等において訪問介護員に公共交通機関等の交通費等が必要な場合
（サービスご利用時にその都度負担していただきます。）

イ 介護保険制度の訪問介護計画に基づき、買物業務における車両の使用基準は次の事項を目安とさせていただきます。

＊利用者宅から最寄りのスーパーマーケット等の距離が片道１㎞以上の場合

＊前項の距離が１㎞未満であっても買い物の重さが５㎏を超える場合

＊利用者宅から薬取り等の為の病院の距離が片道１㎞以上の場合

＊上記の条件を含め、その他事業所管理者が必要と認めた場合

ウ 車両使用時における使用料の徴収は次の通りとさせていただきます。
＊公用車・個人借上車両に係らず徴収単価は１㎞・３０円のガソリン代をいただきます。
＊往復の距離が１㎞未満であっても最低１㎞分の料金は徴収するものといたします。
＊１㎞未満の端数距離は切り上げて算出することといたします。
＊車両使用距離の清算は１回毎といたします。
＊公用車・個人借上自動車等の車両が使用できない場合は、公共交通機関にて清算させて頂く事も有ります。
エ 使用料領収書の発行について
＊使用料の受領にあたっては利用者に領収書を発行するものといたします

③取消料
サービス提供を当日になって取消す場合は下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用者負担額

④利用料金のお支払方法
・ 利用料金は１ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日までに前月分の請求書を利用者に送付いたしますので、請求のあった月の末日までにお支払いください。
・ お支払い方法は，郵便局自動払込、現金集金、銀行振込等利用者が選択する方法といたします。
・ 郵便局自動払込及び銀行振込の場合は、領収書は発行になりませんが、現金集金の場合は利用者に対し領収書を発行します。

⑤その他
・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。
その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日滝川市保健福祉部介護福祉課に提出しますと，差額の払戻しを受けることができます。

(6) サービスの利用に関する留意事項
①サービス提供を行う訪問介護員
・ サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし実際のサービス提供にあたっては複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

②訪問介護員の交替
ア 利用者からの交替の申し出
選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適正と認められる理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることがで

きます。 ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

イ 事業者からの訪問介護員の交替

・事業者の提供上の都合により訪問介護員を定期的に交替します。

・訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(7) サービス提供について

サービスは「訪問介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示等は事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について充分に配慮します。

＊サービス実施のために必要な設備等は無償で使用させていただきます。

（訪問介護員が事業所にサービス提供に関する連絡をする場合の電話を使用させていただく場合もあります。）

(8) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

ア 医療行為

イ 利用者もしくはご家族の金銭、証書、書類等の預かり

ウ 利用者もしくはそのご家族からの金銭又は物品、飲食の授受

エ 利用者の家族等に対するサービスの提供

オ 喫煙及び飲食（外出時において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます）

カ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

キ 利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

ク 日常的に行われる家事の範囲を超える行為（草むしり、ペットの世話、大掃除、電気製品の分解掃除等）

(9) 緊急時における対応方法

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は関係機関に連絡する等の措置を講じます。

受付時間　　月曜日～金曜日｛祝日は除く｝8 時 30 分～17 時

電話番号　　２４－２３５１

・なお休日夜間の場合も転送機能により対応可能です。

(10) 大規模災害発生時の対応について

災害時にはサービスの休止・縮小の可能性がございます。台風など事前に被害が予想される場合は訪問の前倒し・遅延・休止のご協力をお願いする事がございます。

また、地震や集中豪雨・大雪（暴風雪警報）等の自然災害が発生した場合は訪問時間の

遅延・サービスの提供が休止となる場合がございます。
可能な限りご連絡を差し上げるように努力いたしますが、被災状況や通信設備が麻痺した場合はご連絡できない場合がある事をご理解下さい。

(11) 感染症の予防及びまん延防止のための措置
感染症が発生またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
ア、 事業所おける感染症およびまん延防止のための対策を検討する委員会を開催します。
イ、事業所内において研修を行い、全員に周知徹底を図ります。

(12) 虐待の防止について
ア、事業所において虐待防止のための対策を講じます。
イ、従業者において虐待防止の研修会を定期的に実施します。

(13) ハラスメントの防止
ア、事業所は、職場におけるハラスメントを防止するため次に掲げる措置を講じます。
職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントを含むものとします。
イ、 ハラスメントの内容や相談の対応など窓口を明確にします。

(14) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談
当事業所のサービス利用に関する相談・苦情は以下の専用窓口で受け付け担当者が、内容を確認し申立て発生から１０日以内に対応を行います。

○当事業所に対する相談・苦情

・相談、苦情解決責任者　　社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会
事務局次長　　柴田　美紀子

・相談、苦情受付担当者　　社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会
訪問介護事業所　所長　樋本　敦子
受付時間　　月曜日～金曜日（祝日は除く）
８時３０分～１７時
電話番号　　０１２５－２４－２３５１

・第三者委員

下道　敏之　　住所　：滝川市幸町２丁目５番２２号
電話　：０１２５－２２－０８８９

田湯　宏昌　　住所　：滝川市本町１丁目７番１９号
電話　：０１２５－２３－１７２０

・北海道社会福祉協議会運営適正化委員会

住所　：札幌市中央区南２条西１４丁目

電話　：０１１－２０４－６３１０

受付時間　　月曜日～金曜日（祝日は除く）

9時00分～17時

・令和6年度は提供するサービスの第三者評価の実施はしておりません。

令和　　年　　月　　日

私は事業者から「訪問介護契約書」及び本書面により訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利　用　者　　住　所
氏　名　　㊞

（代　理　人）　　住　所
氏　名　　㊞

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して「訪問介護契約書」及び本書面に基づいて重要事項の説明をいたしました。

説　明　者　　所在地　　滝川市明神町１丁目３番１号　ＮＴＴ東日本滝川ビル１Ｆ
名　称　　社会福祉法人　滝川市社会福祉協議会　訪問介護事業所
氏　名　　㊞